全国障害者スポーツ大会で活躍

10月28日から30日の3日間にわたり、愛媛県で第17回全国障害者スポーツ大会が開催されました。県を代表し、活躍された市内の選手の成績をお知らせします。

◉陸上競技

・**谷口 瞳**さん
100m競走：3位（15秒02）

・**藤井 由美子**さん
800m競走：1位（3分1秒32）
1500m競走：1位（6分4秒60）
※大会新記録

◉卓球

・**岩田 直樹**さん　3位

◉フライングディスク

・**木村 茂一**さん
ディスタンス部門：1位（33m96）
アキュラシー部門：5位（6枚）

・**徳地 海人**さん
ディスタンス部門：2位（46m35）
アキュラシー部門：1位（7枚）

障害者スポーツ大会は、誰もが競技に参加でき、スポーツを楽しめることを目的に、性別だけでなく、障がいのクラスや年齢を考慮し、実施競技種目が決められています。

問合せ　障がい福祉課 自立支援係
TEL 69-2161
FAX 63-4085

◀大会新記録を出した藤井さん（右）の力走

みんなでつくろう やさしいまち
～障がいのある人への差別をなくすために～

障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくるには、皆さんが障がいのある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」を理解し、「やさしいまちこうか」を協力してつくることが必要です。

不当な差別的取り扱い
正当な理由もないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり制限する。また、障がいのない人にはない条件をつけたりすることです。

合理的配慮の不提供
障がいのある人から何らかの配慮を求められる意思の表明があったにもかかわらず、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を提供しないことです。

■「社会的障壁」とは？
合理的配慮が求められる社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものをいいます。

社会的障壁の具体例

「道路の段差」
3㎝程度の段差でも車いすは進めなくなります。

「ホームページ」
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

合理的配慮として好ましい例
交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。
視覚障がいのある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。
聴覚障がいのある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。

問合せ　障がい福祉課 自立支援係
TEL 69-2161
FAX 63-4085

生活の困りごとをいっしょに考えます
―まずはご相談ください―

生活支援窓口　☎69-2158
受付時間　平日：9時～17時（祝日 年末年始は休み）

生活支援課に開設している「生活支援窓口」では、生活に不安を抱えている方や仕事につく自信のない方など生活の困りごとの相談を受け付けています。

一人で悩まず、複雑・深刻化する前に、来所または電話でお気軽にご相談ください。来所が難しい場合は、必要に応じ、相談支援員が訪問します。

ご相談の流れ

例えばこんなことで困っていませんか？

- しばらく働いていないので、体力や人との関わりが心配
- 仕事を辞めたので、家賃の支払いや住むところに困っている
- 家族のことで悩みがある
- お金のやりくりがうまくいかず、生活費が足りない

生活支援窓口へ
困りごとをお聴きします。まずはご相談ください。

相談内容を整理し、一緒に解決策を考えます。

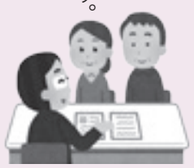

解決に向けた支援を行います。

- 解決のための必要な情報を提供
- 必要なサービスや支援機関等を紹介
- 相談支援員が解決に向けお手伝い
- 個々の状況に応じた就労準備支援や家計管理支援等

継続した支援を行います。

- 関係機関と連携した支援
- 定期的に状況を確認し、必要な支援を継続

生活の困りごとの解決に向けた支援メニュー

●自立相談支援事業
生活の困りごとなどのご相談をお聞きし、支援を行っています。

●住居確保給付金の支給
離職などで住居を失った方、失うおそれの高い方に、就職に向けた活動等を条件に、期限付きで家賃相当額を支給する制度です。（所得等要件があります。）

●就労準備支援事業
直ちに就労が難しい方に、一般就労に向けた支援や就労体験等の提供を行います。

●家計相談支援事業
自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援を行います。

●子どもの学習支援事業
生活習慣を身につけることや居場所づくりなど必要な支援を行います。

●一時生活支援事業
住居を持たない方に対し、一定期間宿泊場所を提供します。（所得等要件があります。）

詳しくは左記までお問い合わせください。

問合せ　生活支援課 生活支援係
TEL 69-2158
FAX 63-4085